

「3大疾病保障特約付団体信用生命保険付」住宅ローン

平成 29 年 4 月 1 日現在

○概要	<p>(1) 住宅ローンご利用期間中に、3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)に罹患し、一定の条件を満たした場合、住宅ローン残高全額が保険給付金として支払われ、残高が0円となります。</p> <p>(2) がんの場合、がんの進行程度を問わず、診断されただけで、住宅ローン残高が0円となります。手術や入院の有無も問いません。</p> <p>(3) 急性心筋こうそく、脳卒中に罹患した場合も同様に、住宅ローン残高が0円となります。</p> <p>(4) がんが完治した場合も、一度残高が0円となった住宅ローン残高が元に戻ることはありません。</p> <p>(5) 死亡もしくは高度障害状態となった場合も、住宅ローン残高が0円となります。</p>
○ご利用 いただける方	<p>(1) 当行で新規に住宅ローンをご契約される方。</p> <p>(2) お借入時の年齢が満20歳以上・満50歳以下(満51歳未満)で、かつ最終返済時の年齢が満75歳以下(満76歳未満)の方。</p> <p>(3) 生まれてから、悪性新生物(がん)に罹患したことがない方。</p> <p>(4) (社)地方銀行協会の3大疾病保障特約付団体信用生命保険への加入が認められる方。</p> <p>(5) 四国保証サービス(株)の保証が受けられる方。</p>
○対象となる 住宅ローン	<p><四銀>金利選択型住宅ローン</p> <p>(1) ツインプラン</p> <p>(2) ツインプラン100</p> <p>* 詳細につきましては、それぞれの商品の「商品説明書」を参照してください。</p>
○ご利用限度額	累計1億円以内:他の金融機関でご利用中の(社)地方銀行協会取扱の団体信用生命保険を含みます。
○ご利用期間	40年以内
○ご融資利率	<p>(1) 当行所定の住宅ローン利率に0.2%上乗せした利率を適用します。</p> <p>* 平成24年10月1日以降、住宅ローンを新規でお申込みされた方が対象です。</p> <p>(2) 固定金利期間3年、5年、10年あるいは変動金利のなかから選択できます。(利率については窓口でお問い合わせください)</p>
○保険の当事者	<p>(1) (社)地方銀行協会を保険契約者、当行を保険金受取人、借主を被保険者、引受保険会社を明治安田生命保険相互会社とする団体保険です。</p> <p>(2) 保険料は当行から支払いします。</p>
○保険内容	<p>団体信用生命保険(注1)に加え、3大疾病保障特約(注2)を同時にカバーする保険内容となります。下記の場合に住宅ローン残高相当額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。</p> <p>(注1) 団体信用生命保険:住宅ローン借入日以後、借主が死亡もしくは高度障害状態になった場合</p> <p>(注2) 3大疾病(がん、急性心筋こうそく、脳卒中)保障特約</p> <p>①がん:住宅ローン借入日より91日目以後、生まれて初めてがん罹患し、医師により診断確定した場合。</p> <p>②急性心筋こうそく:住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋梗塞により、初めて医師の診察を受けた日から60日以上、労働の制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術を受けた場合。</p> <p>③脳卒中:住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から60日以上、他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合。または、脳卒中の治療のための手術を受けた場合。</p>

○保険事故

- (1) 団体信用生命保険
 保険事故は、死亡および次の高度障害状態をいいます。
 ただし、借入日より1年以内の自殺、借主の故意による高度障害および戦争その他の変乱による死亡・高度障害を除きます。
- ①両目の視力を全く永久に失った方。
 - ②言語またはそしゃくの機能を全く永久に失った方。
 - ③中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要する方。
 - ④胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要する方。
 - ⑤両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った方。
 - ⑥両下肢とも、足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った方。
 - ⑦1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失った方。
 - ⑧1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失った方。
- (2) 3大疾病保障特約
 下記の場合、特約により保険金が支払われ、ローン残高の返済に充当されます。
- ①がん：住宅ローン借入日より 91 日目以後、生まれて初めてがんに罹患し、医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定された場合、ローン残高の全額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。
 ＊「上皮内がん」および「皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん」は3大疾病保障特約の保障対象外となります。
 - ②急性心筋こうそく：住宅ローン借入日以後、急性心筋こうそくを発病し、その急性心筋こうそくにより、初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、労働の制限を必要とする状態（軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態）が継続したと医師によって診断された場合。または、急性心筋こうそくの治療のための手術を受けた場合。
 - ③脳卒中：住宅ローン借入日以後、脳卒中を発病し、その脳卒中により初めて医師の診察を受けた日から 60 日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断された場合、ローン残高の全額が保険金として支払われ、住宅ローンの返済に充当されます。または、脳卒中の治療のための手術を受けた場合。
- (3) 保険金が支払われない場合の例
- ① 免責事由に該当する場合
- | | |
|------|-------------------------------------|
| 免責事由 | 死亡保険金・住宅ローン借入日から1年以内の自殺・戦争その他の変乱(注) |
| | 高度障害保険金 ・被保険者の故意 ・戦争その他の変乱(注) |
- (注)ただし、戦争その他の変乱により、お支払事由に該当した被保険者数に応じ、保険金が全額または削減して支払われることがあります。
- ② 住宅ローン借入日に生じている疾病を原因とする場合
- | | |
|---------|---|
| 高度障害保険金 | 高度障害保険金のお支払は、所定の高度障害状態の原因となる傷害または疾病が住宅ローン借入日以後に生じた場合に限りです。原因となる傷病が住宅ローン借入日より前に生じていた場合は、その傷病を告知いただいた場合でも、お支払の対象になりません。 |
|---------|---|

	<table border="1" data-bbox="448 197 1409 454"> <tr> <td data-bbox="448 197 655 454">3大疾病保険金</td> <td data-bbox="655 197 1409 454"> <ul style="list-style-type: none"> ・急性心筋こうそく・脳卒中による3大疾病保険金のお支払は、その原因となる疾病が住宅ローン借入日以後に生じた場合に限りです。原因となる疾病が住宅ローン借入日より前に生じていた場合は、その疾病を告知いただいた場合でもお支払の対象になりません。 ・がんによる3大疾病保険金のお支払について、住宅ローン借入日から90日以内に診断確定された場合は、お支払の対象になりません。 </td> </tr> </table> <p data-bbox="448 465 1409 589">③ 「加入申込書兼告知書」における告知の際に、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げ、この保険契約のその被保険者についての部分が解除された場合</p>	3大疾病保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・急性心筋こうそく・脳卒中による3大疾病保険金のお支払は、その原因となる疾病が住宅ローン借入日以後に生じた場合に限りです。原因となる疾病が住宅ローン借入日より前に生じていた場合は、その疾病を告知いただいた場合でもお支払の対象になりません。 ・がんによる3大疾病保険金のお支払について、住宅ローン借入日から90日以内に診断確定された場合は、お支払の対象になりません。
3大疾病保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・急性心筋こうそく・脳卒中による3大疾病保険金のお支払は、その原因となる疾病が住宅ローン借入日以後に生じた場合に限りです。原因となる疾病が住宅ローン借入日より前に生じていた場合は、その疾病を告知いただいた場合でもお支払の対象になりません。 ・がんによる3大疾病保険金のお支払について、住宅ローン借入日から90日以内に診断確定された場合は、お支払の対象になりません。 		
○お申込み手続き	ローンのお申し込みと同時に下記の「お申し込み時に必要な書類」を準備していただくことで、簡単にご加入いただけます。		
○お申込み時に必要な書類	<p data-bbox="395 707 1466 943"> (1) 住宅ローン等団体信用生命保険に関する確認書(当行所定の様式) (2) 3大疾病保障特約付団体信用生命保険加入申込書兼告知書 (3) 診断書 借入金額が5,000万円を超える場合は、医師による所定の診断書が必要となります。 (借入金額が5,000万円以下の場合は、不要です。ただし、告知内容等によっては必要になる場合がございます。) </p>		
○保険契約の終了	<p data-bbox="395 965 1466 1155"> (1) 3大疾病保障特約による診断給付金、または団体信用生命保険による死亡・高度障害保険金のどちらか一方が支払われた時点で、保険は消滅します。 (2) 住宅ローンの返済等により住宅ローン契約者でなくなった時点で保険契約は終了します。 (3) 住宅ローン契約が成立しなかった場合には、保険契約も成立しません。 借主の健康状態にもとづく告知の内容により、保険会社にご加入をお断りする場合があります。 </p>		
○中途解約および中途加入の禁止	3大疾病保障特約付住宅ローンにご加入中の借主は中途解約できません。また、住宅ローン支払中の借主の3大疾病保障特約付住宅ローンへの中途加入はできません。		
○当行が契約している指定紛争解決機関	<p data-bbox="395 1267 962 1375"> 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 </p>		